

～「宇和島市浄化槽設置整備事業」補助金交付申請の流れ～

① 浄化槽補助金交付申込書 の提出

補助金交付のための事前申し込みです。申込書だけでは、交付決定にはなりません。



- 補助金枠確保通知、申請の流れ、手引き及び留意点 の送付
申込内容を確認し、適当と認められたら補助金枠が確保された旨のお知らせ等をお送りします。なお、手引き及び留意点をよくお読みください。

② 補助金交付申請書 の提出

浄化槽の設置内容や届出、工事費等について確認させていただきます。

【提出期限：令和7年4月1日～令和8年1月9日まで、

かつ、必ず工事を開始するまでに【厳守】】

なお、国会予算成立が遅れた場合は、申請の受付は成立日からになります。



- 交付決定通知 の送付
申請内容等を確認し、適当と認められたら交付決定通知をお送りします。

③ 着手届 の提出

浄化槽工事が開始と同時に提出ください。

なお、必ず「交付決定通知後」に着工【厳守】してください。

【提出期限：工事が始まり次第】

④ 完了届・実績報告書 の提出

工事が完了し、浄化槽使用開始が認められる状態となったら提出してください。

【提出期限：事業が完了した日から1ヶ月以内【厳守】】

又は 令和8年3月31日のいずれか早い日】

⑤ 通水等検査 の実施

工事完了後1週間以内を目安に、施主様・施工業者・市職員で通水等検査を実施します。

検査内容：各排水設備から各接続升を通じ、浄化槽本体への流入を確認します。



- 交付額確定通知 の送付
通水等を確認し、適当と認められたら交付額の確定通知をお送りします。

⑥ 補助金の振込み

交付額確定通知が届いた日から、通常、約1ヶ月後に振り込まれます。

なお、振込み日のご案内は行っておりませんので、通帳記帳にてご確認ください。

※ 各書類提出の際に不備等があった場合は、「不交付決定」となることがあります。※